

会員各位

さがみはら介護支援専門員の会  
代 表 臼 井 意  
〔 公 印 省 略 〕

## 会則「第 23 条 2 項」読み替えの件

平成 26 年 10 月 20 日付けにて当会の事務局機能を担っていただいております「医療・介護連携推進事業事務局」が移転となり、会則「第 23 条 2 項」の所在地が変更となっております。

会則の正式な記載変更につきましては、総会の議決を経る必要があるため、それまでは下記のとおり読み替えることといたしますのでご了承願います。

### 記

#### <読み替え箇所>

会則（平成 25 年 5 月 18 日施行）第 23 条 2 項の記載のうち、

「相模原市中央区富士見 6-6-23 けやき会館 4 階」を

「相模原市中央区富士見 6-6-1 大賀ビル 201 号」と読み替える。

この読み替えは、総会の議決により会則が改正されたときに終了する。

以上